公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第４９号
札幌市南区真駒内上町４丁目２番15―402号
債務者　重高　浩未（旧姓小町）
1　決定年月日時　平成28年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６５号
札幌市北区新琴似７条16丁目３番８―103号
債務者　中村　裕和
1　決定年月日時　平成28年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８１号
札幌市北区篠路７条５丁目１番７号　ｊｂ１ｄｇ302号
債務者　古川真砂子
1　決定年月日時　平成28年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８８号
札幌市豊平区平岸６条12丁目17番20―103号
債務者　清水かおり（旧姓笹原）
1　決定年月日時　平成28年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１０１号
札幌市北区新琴似７条３丁目１番25―404号
債務者　澤田　裕美
1　決定年月日時　平成28年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１０２号
札幌市北区新琴似７条３丁目１番25―404号
債務者　澤田　弘子
1　決定年月日時　平成28年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１３９号
札幌市北区北32条西６丁目１番16号　カサデューク北32条67―102号
債務者　瀧田　留美
1　決定年月日時　平成28年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３号
宮城県柴田郡柴田町大字船岡字並松６番地１
並松住宅12―１号
債務者　若竹　則子
1　決定年月日時　平成28年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２８年（フ）第４号
宮城県柴田郡柴田町大字船岡字並松６番地１
並松住宅12―１号
債務者　若竹　美紀
1　決定年月日時　平成28年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２７年（フ）第２２５号
群馬県藤岡市中栗須90番地２　２Ｆ
債務者　高西　満広
1　決定年月日時　平成28年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第１８号
さいたま市岩槻区西町５丁目２番17号
債務者　中山　国昭
1　決定年月日時　平成28年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３号
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字本郷57番地２
債務者　高崎　健一
1　決定年月日時　平成28年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第２８号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏2380番地８
債務者　金木　隆之
1　決定年月日時　平成28年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第２０号
埼玉県川越市石原町２丁目11番地２（アネックスフジ106号室）、前住所埼玉県川越市豊田町３丁目４番地２（エメラルドハイツＥ405号室）
債務者　山内　宏子
1　決定年月日時　平成28年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第３０号
埼玉県ふじみ野市福岡中央１丁目４番15号
正栄荘21号室
債務者　中村　勝則
1　決定年月日時　平成28年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１７７号
千葉県匝瑳市八日市場イ79番地２
債務者　伊藤　琴絵（旧姓石川）
1　決定年月日時　平成28年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係